

防火管理技能再講習 受講案内

申請方法 → 原則電子申請となりました。

東京防災救急協会「防火管理技能再講習」から申込みください。

<https://www.tokyo-bousai.or.jp>

※原則電子申請のため「受講申請書は送付しません」ので、ご了承ください。



東京都知事登録講習機関

公益財団法人 東京防災救急協会

★ 電子申請の流れ（対面講習・オンライン講習）

防火管理技能再講習へアクセス ➡ <https://www.tokyo-bousai.or.jp>

メールアドレスの登録

申込情報（氏名等）の入力

受講手数料の支払いはクレジット決済（手数料はかかりません。）

申込完了（申込承認メールを受信）

対面講習の方 ➡ 受講票を印刷 ➡ 講習会場にて受講
オンライン講習の方 ➡ 視聴期間中に動画を視聴

★★ 郵送申請の流れ（対面講習のみ）

防火管理技能再講習へアクセス ➡ <https://www.tokyo-bousai.or.jp>

受講申請書、受講票を印刷

氏名、勤務先等必要事項を記入

受講手数料を銀行へ振込む（振込手数料は受講者の負担となります。）

受講申請書、受講票、写真2枚、振込明細のコピー、切手を貼った返信用封筒を郵送する。

受講票が返信される。

講習会場にて受講（受講票・手持ちの修了証を持参）

この「受講案内」は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の3の3の規定に基づき、火災予防施行規程第9条の2第1項第2号ハに定められた講習のご案内です。

受講案内は、最後までよく読んで、記載されている内容に同意した上でお申し込みください。申し込みされた方は、本申請に記載されたすべての事項に同意されたものとみなさせていただきます。

1 受講対象者

防火管理技能講習修了者で、修了証の交付日以後における最初の4月1日から5年以内（以下「有効期間」という。）の方、及び有効期間内の受講が困難であると認められ、その認められた期間内の方が対象です。

火災予防条例の一部を改正する条例（平成27年東京都条例第125号）
施行 平成28年4月1日

2 講習日・会場

講習日、会場等については、別添え「令和6年度 防火管理技能再講習実施予定表」のとおりです。

3 講習の種類・申請方法（電子申請できない方は郵送申請が可能です。）

講習の種類	申請方法	受講手数料支払方法
対面講習 (従前の集合講習)	(1) 電子申請	クレジット決済
	(2) 郵送申請	銀行振込（銀行窓口、ATM、ネット銀行等）
オンライン講習	(1) 電子申請	クレジット決済

(1) 電子申請

- ア 当協会ホームページ「防火管理技能再講習」からお申込みください。
- イ 受講手数料の支払いは、クレジット決済のみとなります。振込手数料はかかりません。
- ウ 領収書の書面（手書き）による発行はいたしません。ご自身でマイページから領収書を印刷してご使用してください。

(2) 郵送申請（対面講習のみ）

- ア 受講手数料の支払いは、銀行振込に限ります。振込手数料は受講者の負担となります。
- イ 当協会ホームページより申請書をダウンロード（A4用紙2枚）して、必要事項を記載、修了証用の写真（2枚）及び振込明細書等のコピーを貼付、所定の郵便料金の切手を貼った返信用の封筒を同封の上、4ページの11問合せ先（郵送先）「防火管理技能再講習担当宛」に郵送してください。

ウ 第一希望日が満席の場合、第二希望日を指定させていただきます。

(第二希望日をオンライン講習にすることはできません。)

エ 領収書が必要な方は、講習会場にて申し出てください。

4 受講手数料〔テキスト代 (消費税込)〕、修了証の交付等

講習の種類	受講手数料	テキスト	修了証の交付
対面講習	10,700円	講習当日、会場にて配布します。	講習当日、会場にて交付します。 (講習当日には、必ずお手持ちの防火管理技能講習修了証をお持ちください。)
オンライン講習	10,700円	ご自宅住所へ郵送します。	※簡易書留(434円)に旧修了証と返信用封筒(434円の切手を貼付)を当協会へ送付してください。(合計868円) ※令和6年秋に簡易書留料が改定されますのでご注意ください。

※ 防火管理技能講習修了証には、個人情報(写真、個人名、生年月日)が記載されています。
配達記録が確認できる郵送方法として簡易書留により送付していただきます。

5 受講手数料振込先 (郵送申請者のみ)

受講手数料振込先については、当協会へお問合せください。

※ 再講習申請前にご入金してください。(振込手数料は受講者の負担となります。)

※ 振込の際には必ず、ご依頼人欄に「受講される方のお名前と修了証番号」を入力してください。

6 対面講習

- (1) 原則電子申請ですが、郵送申請も可能です。
- (2) 指定する講習会場へ集合し、受講していただきます。
- (3) 講習会場は空調や換気により、着席場所によっては温度差がありますので、上着等で調整してください。
- (4) 半日の講義で終了し、講習会場にて修了証を交付します。
- (5) 申請完了後の受講キャンセル及び返金はできませんので、ご了承ください。
- (6) 講習時間等は次のとおりです。

時 間	再 講 習 科 目 等
8時30分～9時00分	受 付
9時00分～9時10分	オリエンテーション
9時10分～10時40分	消防関係法令等の改正概要及び火災その他の災害事例等に関すること。
10時40分～10時50分	休 憩
10時50分～12時20分	各種事例を踏まえた防火管理業務の補助の実施に関すること。

7 オンライン講習

- (1) 電子申請のみの申込みとなります。
- (2) 当協会のホームページで動画が視聴可能かの動作確認を行ってください。問題なく視聴できることをご確認の上、お申込みください。
- (3) 申請完了後の受講キャンセル及び返金はできませんので、ご了承願います。
- (4) テキストは、受付期間終了後、概ね1週間で申請されたご自宅宛に送付します。
- (5) 動画視聴期間は15日間です。講義は2時限（90分×2）の180分です。

再 講 習 科 目	講義時間	視 聴 期 間
消防関係法令等の改正概要及び火災その他の災害事例等に関すること。	90分	期間中であれば24時間、視聴可能です。 一時停止機能もありますので午前中に30分、午後に60分、または翌日以降に視聴することも可能です。
各種事例を踏まえた防火管理業務の補助の実施に関すること。	90分	

8 修了証の失効

令和6年度中に修了証の有効期限を迎える方及び前年度に延長申請した方が、令和7年3月31日までに再講習を受講しなかった場合は、火災予防施行規程第9条の2第1項第2号ハに基づき、防火管理技能講習修了証は失効します。

9 再講習受講期限の延長

次に掲げる事情により、再講習受講期限の延長を必要とする方は、修了証の有効期限日までに東京都知事登録講習機関の公益財団法人東京防災救急協会（以下「当協会」という。）に対して、再講習受講期限の延長申請（別記様式第4号）を行ってください。審査の結果により受講期間の延長が原則として1年間延長されます。

受講期限の延長事由は次の①～⑥となります。

- ①海外旅行をしていること。
- ②災害を受けていること。
- ③病気にかかり、又は負傷していること。
- ④法令の規定により身体の自由を拘束されていること。
- ⑤社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。
- ⑥前各号に掲げるもののほか、当協会がやむを得ないと認める事情があること。

再講習受講期限延長申請書（別記様式第4号）は、当協会に請求するか、当協会のホームページ「<https://www.tokyo-bousai.or.jp>」から印刷することができます。

期限の延長を申請する場合には、再講習受講期限延長申請書と返信用封筒（申請者の宛名を明記し、所定の郵便料金の切手を貼付したもの。）を同封し当協会へ郵送してください。

10 その他

申請書が印刷できない方は、当協会へ連絡してください。

※「防火管理技能再講習申請用紙希望」と明記したメモと、所定の郵便料金の切手を貼った返信用封筒を同封し、下記の11問合せ先（郵送先）「防火管理技能再講習担当 宛」に郵送してください。

封筒が到着後、申請用紙を送付いたします。

11 問合せ先（郵送先）

〒102-0083

東京都千代田区麹町1-12 東京消防庁麹町合同庁舎4階

公益財団法人 東京防災救急協会 講習事業部 講習第二課 防火管理技能再講習担当

電話 03-3556-3702 (9:00~16:00 土・日・祝日を除く)

FAX 050-3737-3719

当協会ホームページ <https://www.tokyo-bousai.or.jp>

受講案内・再講習受講申請書・再講習受講期限延長申請書が印刷できます。

個人情報の取扱い

公益財団法人東京防災救急協会（以下「当協会」という。）は、防火管理技能講習の実施と修了証作成業務を行っております。

当協会は、東京都知事登録講習機関として個人情報を取り扱っていますので、個人情報の重要性を十分認識し、その保護の徹底を図るとともに個人情報の保護に関する法令及びその他の関連する規範を遵守し、収集した個人情報は、正確、かつ、安全に取り扱います。

〔当協会の個人情報の内容と利用目的〕

1 個人情報の内容

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先名、勤務先所在地、顔写真、修了証番号等です。

2 利用目的

利用は、本人確認、本人への通知及び連絡、修了証作成、修了証交付状況に係る事項等の当協会の業務範囲内で行います。

東京都知事登録講習機関

公益財団法人 東京防災救急協会

<https://www.tokyo-bousai.or.jp>

